

## 精神障がい者の福祉施策充実に関する要望について（回答）

- 提出者：鳥取県精神障害者家族会連合会、鳥取県精神障害者家族会連合会中部家族会、  
鳥取県精神障害者家族会連合会倉吉市家族会
- 受付日：平成 24 年 12 月 19 日
- 回答日：平成 25 年 1 月 21 日

### 【要 望】

#### 1. 「精神障がい」や「精神障がいのある人」への正しい知識・理解・支援についての啓発

##### 【回 答】福祉課（電話 2 2 - 8 1 1 8）

10 月に精神障がい者家族会主催の精神保健福祉研修会が開催されましたが、市も共催し、広く精神障がいについて周知されたところです。今後につきましても、引き続き、精神障がい者家族会と協力しながら講演会等の開催を進めていきます。

本年度より市立図書館において「早く気づいて！心の病気」をテーマとして展示による啓発を行っています。特にうつ病、統合失調症、依存症を中心とした病気のパネル展示や本の紹介を行っています。

また、平成 25 年度より障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく必須事業として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うこととされています。鳥取県が作成した障がいの特性を紹介する「あいサポート」DVD、中部圏域サービス調整会議が作成した TCC（鳥取中央有線放送）製作の精神障がいの啓発 DVD で地区や自治公単位で啓発のための研修会等を、精神障がい者家族会、障がい者地域生活支援センター等と協力しながら開催できるよう検討していきます。また、人権の観点からも人権政策課と連携を取りながら啓発に努めていきます。

中部圏域障がい者地域自立支援協議会倉吉部会中で中・高校生を対象として、精神に障がいのある人の理解・啓発のための検討をしています。精神障がい者家族会、教育機関等とも連携しながら体制を整備していきます。

#### 2. 精神疾患の疑いのある本人並びに家族に対し早期介入、早期支援を。また、精神障がい者に対して、理解・協力をいただける支援者の養成について

##### 【回 答】福祉課（電話 2 2 - 8 1 1 8）

倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい、中部障害者地域生活支援センター2 箇所の相談支援事業者、県、市の保健師や地域と密接な民生児童委員等が連携し早期発見を行い早期支援ができる体制づくりを早急に検討いたします。

倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい、地区民生児童委員協議会、精神障がい者家族会との意見交換会を行い、民生児童委員等にも「精神障がい」や「精神障がいのある人」の正しい知識・理解をしていただいたところです。地域の相談の役割を大きく担う民生児童委員等に理解・協力していただくために、引き続き情報共有、意見交換を行いながら、更なる連携強化を図っていきます。

#### 3. 家族会の育成、活動強化に積極的な支援並びに情報提供を。併せて実態調査を実施し、的確なニーズの把握について

##### 【回 答】福祉課（電話 2 2 - 8 1 1 8）

現在、倉吉市社会福祉協議会が事務局をされており、今後の家族会の活動や連絡調整、研修会の共催等可能な限り倉吉市社会福祉協議会事務局と協力して家族会の育成、活動強化の支援を実施していくよう努めていきます。

家族会の定例会及び総会に職員が出向き情報を共有し、また本市が行っている精神デイケアにつきましては、年に1回、家族会とその当事者の方をお招きしています。

実態調査や、的確なニーズの把握につきましては、個々の状態が異なるため困難ではありますが、家族会や医療機関、その他関係機関の意見をお聴きしながら検討していきます。

#### 4. 「精神障がいのある人」が地域で安心して暮らせるように、専門職の配置の充実、既存のサービス体制の充実、新たな支援体制の構築を図ること。特にグループホームの設立と必要数の確保について

##### 【回答】福祉課（電話22-8118）

入院中の精神障がいのある人が地域に移行される時に、相談支援事業者と連携し地域相談支援(地域移行支援)により、地域で安心して暮らしていけるよう、居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行うために、その人の状況やニーズに合わせた地域移行に努めます。

精神障がいのある人が地域移行後におちついた生活ができますように、相談支援事業者と連携し地域相談支援(地域定着支援)により、サービス調整を行ったり、緊急事態に対して速やかに駆けつけられる体制づくりに努めます。

精神障がいのある人の共同生活援助(グループホーム)について、医療機関や社会復帰施設等を経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ、ニーズを把握しながら必要数を確保するために協力を呼びかけます。また、来年度には本市にもグループホームが1か所(5人定員)設置される予定です。

#### 5. 「精神障がいのある人」の障がい特性に配慮した就労ができるよう、自治体が率先して就労支援を強化促進について

##### 【回答】福祉課（電話22-8118）

精神障がいのある人を雇用する際にも法定雇用率に含められることとなりましたが、依然として能力のある精神障がいのある人の就労につきましては厳しい状況です。特性に合わせた短時間雇用ができる体制づくりは、公共職業安定所等就労関係機関とも連携しながら、就労体制について、今後検討していく必要があります。一般就労と併せて、就労継続支援A型事業所の中部圏域への新規事業所の進出もあり、精神障がいのある人への情報提供と安心して就労できる環境づくりを、就業・生活支援センター、地域生活支援センター、就労継続支援A型事業所と連携しながら努めていきます。

本市では、知的障がいのある人、発達障がい(精神障がい)のある人の雇用を行っています。精神障がいのある人の雇用につきましても関係課と協議しながら検討していきます。

#### 6. 「障がい者に係る市町村単独医療費助成事業」の充実を図ることについて

##### 【回答】医療保険課（電話22-8124）

障がい者に係る市町村単独医療費助成事業については、倉吉市特別医療費助成制度の中で、身体障害者手帳3・4級所持者で住民税非課税世帯の方、療育手帳所持者で判定がA以外の住民税非課税世帯の方、精神障がい者で精神障がいの通院医療を受けておられる住民税非課税世帯の方を対象に、医療費の助成を行っています。

上記の身体障がい者の方、知的障がい者の方には、医療費から一部負担金(通院1回につき530円の一部負担金で4回を限度とする)を差し引いた残りの額の2分の1を助成しています。薬局の場合は、一部負担金はなく、支払額の2分の1が助成されます。入院の場合には、医療費から1日1,200円一部負担金を差し引いた残りの額の2分の1を助成しています。

また、上記の精神障がい者の方には、精神通院に係る医療費から一部負担金(通院1回につき530円の一部負担金で4回を限度とする)を差し引いた残りの額を助成しています。薬局の場合は、一部負担金が

なく、支払額が全額助成しています。

今後とも、県の制度や他市町村制度の比較検討し、障がいをお持ちの方、家族会、医療機関等の意見をお聴きしながら、受給者にとってさらに利用しやすい制度になるよう努め、制度の充実を図りたいと思います。